

(仮称) 益田匹見風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する知事意見

1 全体的事項

- (1) 対象事業実施区域周辺は、「生物多様性保全上重要な里地里山」、「日本の重要湿地 500」に選定され、「広島県自然環境保全地域」に指定されている八幡湿原や「保安林」、「鳥獣保護区」及び「生物多様性の保全の鍵になる重要な地域」といった重要な自然環境のまほとまりの場が存在している。また、対象事業実施区域周辺は、西中国山地国定公園の特別地域に指定され、優れた自然の風景地を有しており、多数の住居が存在する地域である。さらに、対象事業実施区域の周辺は多くの鳥類の渡りの経路となっており、生物の多様性及び豊かな生態系を有する地域である。これらの地域特性を踏まえたうえで、環境影響を回避・低減するよう風力発電設備及び取付道路等の構造・配置・規模（以下、「風力発電設備の配置等」という。）を検討し、その検討経緯について評価書において明確にすること。なお、環境影響の回避又は低減ができることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、抜本的な事業計画の見直しを行うこと。
- (2) 事業実施にあたって、事業者は住民に対して真摯に向き合い、住民理解と合意形成を図るための丁寧かつ十分な措置を講じ、最大限の努力を払い合意形成を図ること。引き続き住民の求めに応じ、説明の機会を設けること。さらに、当該準備書に対する意見を踏まえて、送電計画を含む事業計画について取りまとめ、これを公表するとともに、地域住民及び地元自治体（北広島町及び安芸太田町）に丁寧かつ十分な説明を行い、相互理解を図ること。
また、事業実施後に迅速かつ丁寧な対応ができるよう地域内に専属の職員を配置し地域住民との相談窓口を開設すること。
- (3) 風力発電設備の配置等については、地元住民からの寄せられた要望や意見を十分に配慮すること。また、準備書に記載の内容はもちろんのこと、準備書に対する意見を踏まえて、専門家等の助言、最新の知見、科学的見地に基づいて検討すること。
送電計画については大規模な森林伐採や土地の造成、景観の阻害要因となる可能性があることから評価書において可能な限り明らかにすること。
対象事業実施区域周辺は複数の風力発電事業が立地もしくは計画されており、累積的な影響が懸念されている。これら他事業の諸元等の情報入手に努め、累積的影響が懸念される項目について適切に予測評価し、その結果を評価書に記載すること。さらに、これらの風力発電施設の事業者と情報交換に努め、累積的な影響を可能な限り低減できるように計画すること。
- (4) 準備書のインターネットでの公表においては、印刷可能な状態としていたが、評価書においても同様に、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや、法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておく等、利便性の向上を図ること。
また、縦覧後も風力発電事業者から累積的影響等環境影響評価手続きのための調査による環境影響評価図書の開覧を求められた場合、可能な限り協力を行うこと。
- (5) 事後調査は専門家等の意見を踏まえ適切に調査を実施すること。事後調査の結果、さらなる環境保全措置が必要と判断される場合は、環境影響を分析し、結果に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度を報告書としてとりまとめ、公表すること。
- (6) 発電所の供用終了後の施設の撤去と跡地の整理について、耐用年数経過後の設備を他社に譲渡する場合も含めて、当該事業者が責任をもって撤去及び跡地整理を行うこと。
- (7) 対象事業実施区域の周囲に該当する「やわたハイランド 191 リゾート」は専用水道を利用しており、近隣において工事道路用林道の改変がある。知事意見に対する事業者見解では「やわたハイランドリゾート」付近では、風車の設置に係る造成を伴う影響を把握する地点として「水質①

を設定しております。」と回答しているが、「やわたハイランド 191 リゾート」専用水道の水源がこの地点の水系に属することを確認し評価書に記載すること。水系が異なる場合は「やわたハイランド 191 リゾート」を調査地点に含め、調査、予測及び評価すること。

2 個別的事項

(1) 大気質、騒音、低周波音及び振動

ア 大気質において、工事関係車両の主要な走行ルートが当県域を通過していないため、工事用資材等の搬出入について、当県域での予測地点が設定されていないが、今後の検討においてルート計画を変更し、当県域に環境影響が想定される場合は、当県域での調査・予測地点追加等の再検討を行うとともに、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

イ 風力発電機の配置等を検討する際には、対象事業実施区域周辺が騒音苦情の少ない静穏な地域であることを考慮すること。評価書の作成までに、風力発電設備の基数や配置について、更に詳細な検討を行うとともに、それらの検討を踏まえ、必要に応じて調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて、稼働調整を含む環境保全措置を検討及び講じること。

ウ また、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、騒音及び低周波音（超低周波を含む）の影響を強く受ける住民に対して環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施すること。

エ 適切に事後調査を実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講じること。

オ 事業実施区域に隣接する「やわたハイランド 191 リゾート」は冬季における重要な観光施設であることを配慮し、今後も運営事業者に対し、十分な説明を行い、理解を得ること。

(2) 水環境

対象事業実施区域内における土地改変を伴う場所及びその周辺の沢筋の情報を適切に把握し、評価書において水環境に対する影響について、適切に予測及び評価が実施すること。さらに、水環境に対する影響について事業着手前から定期的かつ継続的な調査を実施し、その結果を公表するとともに、必要な環境保全措置を講じること。

(3) 動物、植物、生態系

ア 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、鳥類が頻繁に往来するエリアでは風力発電機の設置を慎重に検討し、適切な環境保全措置を講じること。

イ 稼働後のバードストライクの有無に関する事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、多数の鳥類の衝突が確認される等、重要な鳥類や渡り鳥に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、渡り鳥の移動経路等に係る調査、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、渡り鳥の衝突の恐れが高い季節及び時間帯の稼働調整等の追加的な環境保全措置を講じること。

ウ 対象事業実施区域及びその周辺において、クマタカの営巣が複数確認されていることから、風力発電設備等の工事を実施する際には、専門家等の助言を踏まえ、工事時期、工事期間及び繁殖期の工事内容に係る環境保全措置を適切に講じること。

エ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容を事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

オ 哺乳類のコウモリに関しても、高空域を飛翔する種に関しては、鳥類と同様にバットストライクが想定されることから、上述した同様の措置を講じること。

- カ 重要な植物種が確認された場合は専門家等の意見を求めたうえで、環境保全措置として最適な場所に移植するとともに、事後調査を実施すること。
- キ 事業実施に係る緑化処置については専門家等の意見を求めたうえで、国内移入種による遺伝的かく乱の危険性も考慮したうえで緑化を行い、影響を回避すること。
- ク 湿地の環境影響について、湿地の存在が認められた時には、湿地やその集水域における工事を回避する等、特段の配慮を講じること。また、対象事業実施区域における湿地の有無、及び湿地に関する植生の分布などについて事前に綿密な調査を行うこと。
- ケ 方法書の知事意見への事業者見解では国定公園第1種、2種及び第3種特別地域は、直接的な改変を行わないことから予測及び評価は行っていないと回答している。今後の事業計画においても第1種特別地域に隣接（近接）する事業は避け、第2種及び第3種特別地域については、環境影響が生じる可能性がある場合は予測及び評価を行うこと。

(4) 景観・人と自然との触れ合いの場

- ア 準備書で選定している主要な眺望点以外にも、八幡地区の集会施設のほか、八幡高原カキツバタの里を主な眺望点に追加し、調査、予測及び評価すること。
- イ 八幡地区における風車の見え方については、垂直見込角はより小さい値を採用し調査、予測及び評価すること。
- ウ 近接する「やわたハイランド191リゾート」について、準備書の事業者の見解では「ゲレンデ及び休憩施設からは不可視であることを確認している」と記載しているが、その調査内容を景観の項目に記載すること。また「やわたハイランド191リゾート」は重要な観光資源であるため、スキー場からの発電施設の見え方は元より、スキー場を遠望した際のスキーリゾートの雰囲気も損なわれないように、「やわたハイランド191リゾート」の運営事業者に対し、十分な説明を行い、理解を得ること。
- エ 準備書において選定している主要な人と自然との触れ合いの活動の場以外にも「深入山」「恐羅漢山」も事業実施区域及びその周辺のハイキングコースや散策路等についても検討の上で、調査、予測及び評価を実施すること。なお、検討に当たっては、利用者や地域住民及び地元自治体等の意見を聴くこと。

(5) 廃棄物等

残土の埋め戻しに関して、埋戻す谷や沢には多様かつ希少な動植物群からなる生態系があることから、評価書の作成までに、風力発電機のヤード及び取付道路等の構造・配置・規模を見直し、当該地の土地の改変を最小限に留める計画にすること。

令和4年7月8日

広島県知事 湯崎 英彦 様

北広島町長 箕野 博司



「(仮称) 益田匹見風力発電事業環境影響評価準備書」に対する町意見

本町は平成17年の発足以来、地球温暖化の防止や地球環境保全の面で自然の力を利用する再生可能エネルギー全般について推進の立場であり、町民や町内事業者の理解も得られていると認識しています。一方、当該事業は、事業化と引き換えに先人から守り続けてきた「かけがえのない自然環境」を失い、「愛される眺望景観」を失い、近隣住民の「穏やかな生活環境」を失う等、多大な影響を及ぼすことが懸念されることから、事業者自らが風力発電事業の特性や地域特性に応じて、丁寧かつ適切に調査、予測及び評価がなされるよう求めるものです。

上記の基本的な考えを踏まえ、次のとおり意見を提出します。

1. 総 論

本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

(1) 住民理解と合意形成について

当該事業について、地元住民及び関係者に対する説明と合意形成は、事業実施の前提条件であるとの認識から、これまで配慮書、方法書の各段階で意見を提出したところであるが、当該事業者からは、八幡地区での住民説明会が通算3回、そのほか、関係者への事業説明が個別に数回あったのみで、残念ながら、今日に至るまで町民から事業賛同の意見は聞こえてこない。当該事業者にあつては、事業実施にあたって住民一人ひとりの疑問や不安に対して真摯に向き合い、住民理解と合意形成を図るための丁寧かつ十分な措置を講じるよう強く求める。

(2) 事後調査等について

- ・事後調査を適切に実施するとともに、その結果を踏まえ、追加的な環境保全措置を講じること。
- ・追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び北広島町生物多様性専門員等の意見を踏まえた上で、客観的かつ科学的に検討すること。また、検討の過程やその対応方針等を公開し、住民意見を反映するなど透明性を確保すること。
- ・事後調査により、本事業による環境影響を分析し、結果に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度を報告書としてとりまとめ、公表すること。
- ・環境影響評価を実施していない送電計画についても、鉄塔及び送電線路を設けるために大規模な森林伐採や土地の造成、景観の阻害要因となる可能性があることから、上述した事後調査と同様、環境影響評価を実施し、必要な環境保全措置を講じること。

(3) 累積的な影響について

対象事業実施区域の周辺では、他の事業者による複数の風力発電所が環境影響評価終了又は手続中であることから、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

2. 各 論

以下に述べる事項について環境への負荷を最大限に回避・低減する措置を講ずるとともに、環境影響を回避又は十分な低減ができない場合には、事業地の再検討を行うなど、当該地域での事業の廃止も含めて事業計画の抜本的な見直しを行うこと。また、検討の経緯及び内容について、影響評価前までに公表し、地域住民に十分な理解が得られるよう説明などの措置を講じること。措置の検討内容については経緯を含め、環境影響評価書に記載すること。

(1) 騒音等に係る環境影響

- 対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、風力発電設備の設置予定の位置から最寄りの住居との距離は約800mと近接している。
- 北広島町内の予測地点（環境7及び環境8）は、残留騒音推定値が30dB前後と極めて静穏な地域であり、住民は川のせせらぎ、鳥の声、風に揺れる木の葉の音に囲まれて暮らしている。現在、その静穏な環境を求めて町内外から多くの人々が訪れ、移住者も増加しつつあり、少子高齢化が顕著に進行する地域にとって、存続の一筋の希望となっているところである。
- 今般の調査によって、風力発電機による騒音の寄与値が残留騒音推定値の最大約74%（環境7の秋季夜間）を占める可能性があることが明らかとなった。このことは四季を感じ自然の音に囲まれて暮らす住民にとって、無機質な風車の風切り音がこれらの音に代替することを意味しており、環境基準を下回るレベルの騒音といえども、生活環境の重大な悪化を招く懸念がある。
- また、最も近い風車から約1kmに位置するスキー場「やわたハイランド191リゾート」は冬季における重要な観光施設であるため、特に風車の騒音によって静穏な風致が乱され、集客への影響も懸念される。
- 以上を踏まえて、風力発電設備の稼働に伴う騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減する観点から、評価書の作成までに、風力発電設備の基数や配置について、更に詳細な検討を行うとともに、それらの検討を踏まえ、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて、稼働調整を含む環境保全措置を検討及び実施すること。特に、北広島町八幡地区に近接する風力発電機WT1～4については、騒音の及ぼす影響を慎重に評価し、影響が回避できない場合は、設置取りやめを含めて検討すること。
- また、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、騒音の影響を強く受ける住民に対して環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施すること。
- 適切に事後調査を実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 水環境に対する影響

- 対象事業実施区域及びその周辺には、河川、沢筋等が存在しており、中国地域の高山域

にのみ生息するゴギ（絶滅のおそれのある地域個体群）等の重要な動物も確認されていることから、工事の実施に伴う生息地の直接改変と濁水による水環境及び重要な動物に対する影響が懸念されるが、本準備書において、対象事業実施区域内、特に土地の改変を伴う場所及びその周辺の沢筋等の状況が把握されておらず、水環境及び重要な動物に対する影響について、適切に予測及び評価が実施されていない。

- ・ このため、評価書の作成までに、沢筋等の状況を把握し、専門家等からの助言を踏まえ、水環境及び重要な動物に対する影響について、適切に予測及び評価を実施し、その結果を踏まえて、必要な環境保全措置を講ずること。
- ・ また、造成等の施工による濁水の影響について、モデル式を使った机上の計算を行ったのみで現地調査も実施していないが、近年の豪雨災害の頻発など自然条件下の影響は不確定要素が多いことから、専門家等からの助言を踏まえ、水環境及び重要な動物に対する影響について事業着手前から定期的かつ継続的な調査を実施し、その結果を公表するとともに、必要な環境保全措置を講ずること。
- ・ 対象事業実施区域の周囲に該当する「やわたハイランド191リゾート」は、専用水道の利用がある。近隣では工事道路用林道の改変があるため、それらへの影響を踏まえて評価を行うこと。

（３）動植物及び生態系に対する影響

- ・ 対象事業実施区域及びその周辺は、豊かな森林、沢筋等が存在しており、本調査においても特に生物多様性に富んだ地域であることが分かった（哺乳類6目21種、鳥類15目124種、爬虫類1目7種、両生類2目9種、昆虫類19目251種、魚類4目10種、底生動物16目174種、植物5分類636種）。本事業ではこれらの生物の生息地となる32.5haもの土地を改変するものであり、工事計画は、風力発電設備の設置、工事用・管理用道路の新設・拡幅等により土工量が多くなっていることから、これらの設計及び工法に関して、更に詳細な検討を行い、土地の改変を可能な限り減らし、切土量及び盛土量の少量化を図るとともに、土地の安定性を確保すること。
- ・ また、土砂及び濁水の流出を最小限に抑えるための沈砂池の設置等の適切な環境保全措置を実施することにより、土地の改変に伴う水環境及び動植物の生息・生育環境への影響を回避又は極力低減すること。特に、沈砂池は合計35万m³もの盛土で造成された「施業地」の流末処理として主に設けられるが、評価書の作成までに、施業地における作業内容及び工程を明らかにし、真に必要な土地の改変かどうかを住民にわかる形で示すとともに、住民意見を反映した計画に見直すこと。
- ・ 評価書の作成までに実施する調査において、やむを得ず土地の改変を行う場所で、重要な植物種が確認された場合は、北広島町生物多様性専門員等の意見を求めたうえで、最適な場所に移植するとともに、事後調査を定期的実施し、定着状況等を公表すること。
- ・ 管理道及びのり面面積は12.8haに及び、新たに生じる広大なのり面の緑化について、準備書では「切盛のり面は可能な限り地域の在来種による緑化（種子吹付け等）を実施し、のり面保護並びに集計等に資する予定であるが、最終的には土地管理者との協議を踏まえて決定する」とある。当該地は西中国山地国定公園に近接し、希少な植物種も含めて生物多様性が豊かな地域であることから、北広島町生物多様性専門員等の意見を求めたうえで、国内移入種による遺伝的かく乱の危険性も考慮したうえで緑化を行うこと。

- ・ 鳥類に関しては、まとまった調査が実施され、124種もの多様な鳥類が確認され、かなりの数の渡り鳥の飛翔も確認されている。また、希少猛禽類も17種が確認されており、生物多様性と自然度の高い地域の現れといえる。種の保存法に基づき国内希少野生動植物種に指定されているクマタカの繁殖も確認されており、事業対象地周辺を頻繁に利用している。このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避又は低減する観点から以下の措置を講ずること。
 - ① 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、鳥類が頻繁に往来する飛行ルートに風力発電機を設置しないこと。
 - ② 稼働後のバードストライクの有無に関する事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、多数の鳥類の衝突が確認される等、重要な鳥類や渡り鳥に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、渡り鳥の移動経路等に係る調査、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、渡り鳥の衝突の恐れが高い季節及び時間帯の稼働調整等の追加的な環境保全措置を講じること。
 - ③ 対象事業実施区域及びその周辺において、クマタカの営巣が複数確認されていることから、風力発電設備等の工事を実施する際には、専門家等の助言を踏まえ、工事時期、工事期間及び繁殖期の工事内容に係る環境保全措置を適切に実施すること。
 - ④ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容を事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。
- ・ 哺乳類のコウモリに関しても、高空域を飛翔する種に関しては、鳥類と同様にバードストライクが想定されることから、上述した同様の措置を講じること。
- ・ 太田川源流に当たる柴木川と、高津川源流に当たる匹見川とは、過去に河川争奪が起きた可能性が指摘されている。その根拠は、地形解析だけでなく、魚類の形態的類似性からも示唆されており、二つの河川いずれかの生物相が失われれば、当地区の地史を解明することが困難となる。そのため、希少種に限らず、水生生物への影響については慎重に評価し、影響を回避すること。
- ・ 事業地に近い国定公園第1種特別地域は、面積が極めて小さい特別地域であるため、環境の変化による生態系の消失や、域内への外来種侵入など、周辺環境の改変に対して脆弱であることが容易に想定できる。第1種特別地域に隣接（近接）する事業は避けること。
- ・ 第2種及び第3種特別地域についても、イヌワシ、クマタカ、ツキノワグマなど広範囲を利用する動物にとって個体群間での遺伝子交流を減少させる恐れがあるため、回廊としての連続性の面からも評価すること。
- ・ 中国山地の花崗岩体において湧水によって涵養される貧栄養湿地の創出・再生は、岡山県などを中心に実施されているが、人間による管理を離れて、湿地が保全・再生された事例は未だない。適切な環境保全措置は現時点では、集水域を含む範囲での工事を回避すること以外に実現可能な技術は存在しないため、湿地の存在が認められた時には、湿地やその集水域における工事を回避すること。

(4) 景観に対する影響・人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

- ・ 八幡地区には周囲に高層建築物が無く、視野も広いため、垂直見込角は1度では視認されると思われる。八幡地区からは「弥畝山の施設が気になる」という声が上がっているように、スカイラインを分断する構造物がすでに存在する。八幡地区における風車の見え方については、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」に準拠し、垂直見込角はより小さい値(0.5程度)を採用するとともに眺望の景色によっては支障ありと判断し、事業計画を修正すること。
- ・ 主要な眺望点とは、調査地域内に存在する不特定かつ多数の者が利用している場所及び地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所のうち発電所を望むことができる場所と定義されている。これに基づき、評価書の作成までに、公民館、集会所等生活の場のほか、八幡高原カキツバタの里も身近な景観として調査対象に追加し、専門家等からの助言を踏まえ、適切に予測及び評価を実施し、その結果を踏まえて、必要な環境保全措置を講ずること。
- ・ スキー場「やわたハイランド191リゾート」は当地の気候と地形を活かした人と自然との触れ合いの活動の場であり、本町にとって重要な観光資源であるが、これまで当該施設及びその周辺から遠望した際の景観調査及び評価が実施されていない。このため、評価書の作成までに、当該施設等の状況を把握し、景観への影響について、適切に予測及び評価を実施し、その結果を踏まえて、必要な環境保全措置を講ずること。また、スキー場の運営事業者に対し、十分な説明を行い、理解を得ること。
- ・ 以上を踏まえて、北広島町八幡地区に近接し、視認される風力発電機WT1～4については、景観に及ぼす影響を慎重に評価し、影響が回避できない場合は、設置取りやめを含めて検討すること。

(5) 廃棄物

環境保全措置として、準備書には掘削土は可能な限り埋戻し、盛土及び敷均しに利用し、残土を発生させない計画とする旨が記載されているが、上述したように埋戻す谷や沢には多様かつ希少な動植物群からなる生態系があると予想されることから、評価書の作成までに、水環境や動植物等に関する現地調査を実施し、その結果を踏まえて、風力発電機のヤード、施業地及び取付道路等の構造・配置・規模を見直し、当該地の土地の改変を最小限に留める計画とすること。

(6) その他

- ・ 発電所の供用終了後の施設の撤去と跡地の整理について、耐用年数経過後の設備を他社に譲渡する場合も含めて、当該事業者が責任をもって撤去及び跡地整理を行うこと(又は行わせること)を確約すること。
- ・ 今後起きうる課題等に対して迅速かつ丁寧な対応ができるよう地域内に専属の職員を配置した相談窓口を設置するとともに、定期的に事業の進捗状況を北広島町内の住民に報告する機会を設けること。

安太住第 1 5 7 号
令和 4 年 6 月 2 7 日

広 島 県 知 事 様
(環境保全課)

安芸太田町長 橋本 博明



(仮称) 益田匹見発電事業に係る環境影響評価準備書に
対する意見について (回答)

令和 4 年 5 月 30 日付けで照会のありました標題のことについては、別紙のと
おりです。

(仮称) 益田匹見発電事業に係る環境影響評価準備書に対する意見

本事業は、アジア風力発電株式会社が島根県益田市において、最大 54,000kw（単機出力 4,300kw×最大 13 基程度）の風力発電所を建設しようとする事業である。

風力発電は、発電時に温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーであることから、本事業は同エネルギーの導入を促進し、地球温暖化対策に資するものと理解する。一方で、本事業の対象事業実施区域は、西中国山地国定公園に面した地域であり、良好な自然環境を有するとともに、クマタカ等の希少動物の生息が確認されるなど、高い生物多様性、豊かな生態系を有する地域である。

加えて、本事業の対象事業実施区域の周辺においては、他事業者による複数の風力発電所が稼働中または環境影響評価手続中であるが、当該地域は、多くの鳥類の渡りの経路となっているなど、地域の自然環境に及ぼす累積的な影響についても懸念されるところである。

また、本事業の対象事業実施区域の周辺は、地域の住民が生活する場となっているが、風力発電事業に対しては、その計画された場所により、様々な立場の方々から環境に対して懸念する意見が多数あるという状況があり、事業者の責務として、地域住民をはじめとした関係者に十分な説明を行い、理解を得るため最大限の努力を払う必要がある。

これらのことを踏まえ、本町においては、本事業の対象事業実施区域は隣接していないため環境影響は限定的と考えるが、環境保全の見地から次のとおり意見を述べる。

1 総括的事項

- (1) 本事業に対しては、騒音及び低周波音による影響、土砂災害の懸念、景観への影響などについて、地域住民等から意見が寄せられている。

このことを踏まえ、事業実施にあたっては、地域住民や関係者等と十分なコミュニケーションを図り、不安の払しょく及び不備の解消に最大限努めること。

- (2) 本事業の対象事業実施区域周辺では、既に多くの風力発電施設が稼働中であり、また他事業者においても風力発電事業の環境影響評価手続が行われていることから、これらの事業者と情報交換に努め、累積的な影響を可能な限り低減できるように計画すること。

また、計画内容や環境保全措置の効果を他事業者に対して積極的に情報発信するなど、他事業者とも共同して地域全体への影響を低減できるよう配慮すること。

- (3) 事業の実施にあたっては、環境保全対策に関する最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に

努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音・振動・低周波及び大気質

事業実施想定区域への工事関係車両の通行は、日本海側より搬入ルートとしており本町に影響は無いと考えるが、予定ルート外の搬入及び作業員の通勤等により本町を通過する車両の増加は予想される。本町内での測定は行われていないが、工事関係車両が通行すると予測し、騒音・振動及び大気質の測定等を行い、低減策を講じること。

また、風力発電施設の稼働による低周波についても、本町への影響は少ないと考えるが、周辺住民等への影響を低減するよう努めること。

(2) 水環境

事業実施想定区域近隣は、本町を流れる柴木川の上流部に当たる。事業実施想定区域に接していないため、影響は限定的と考えるが、工事車両等の通行による泥等を当該河川へ流出させないよう対策を講ずること。

(3) 動物・生態系

事業実施想定区域周辺では、クマタカ等希少動物の生息が確認されているほか、渡り鳥であるハチクマの南下ルートとされており、風力発電設備等へのバードストライク及びバッドストライクまたは繁殖効率の低下などの影響が懸念されるため、不確実性のあるものはモニタリング調査等を実施し、生態系に与える影響が大きい場合は、適切な環境保全措置を講ずること。

(4) 景観・人と自然の触れ合いの活動の場

本町の代表的な眺望点である「深入山」「恐羅漢山」は西中国山地国定公園に指定されており、本町の重要な観光資源の一つでもあり、山頂では 360 度展望でき、その大パノラマは登山者等の観光客にとっても大きな魅力となっている。また、「深入山」や「恐羅漢山」の一部は、本町で取り組んでいる森林セラピー事業のセラピーロードに認定されており、「深入山」の麓には、グラウンドゴルフ場やキャンプ場、宿泊施設もあり、住民の憩いの場、都市住民との交流の場としても重要な役割を担っている。

このことから、眺望点の利用者等によるその景観の価値認識を踏まえた予測及び評価を検討すること。

(5) その他

変電所から風力発電機までは、鉄塔による架線及び地下埋設を予定され、変電所の位置及び連系点の位置は候補地を検討中とあるが、変電所から発生する振動・騒音、また、鉄塔等による景観への影響及び地下埋設による周辺環境の変化を含め、予測及び評価を検討すること。